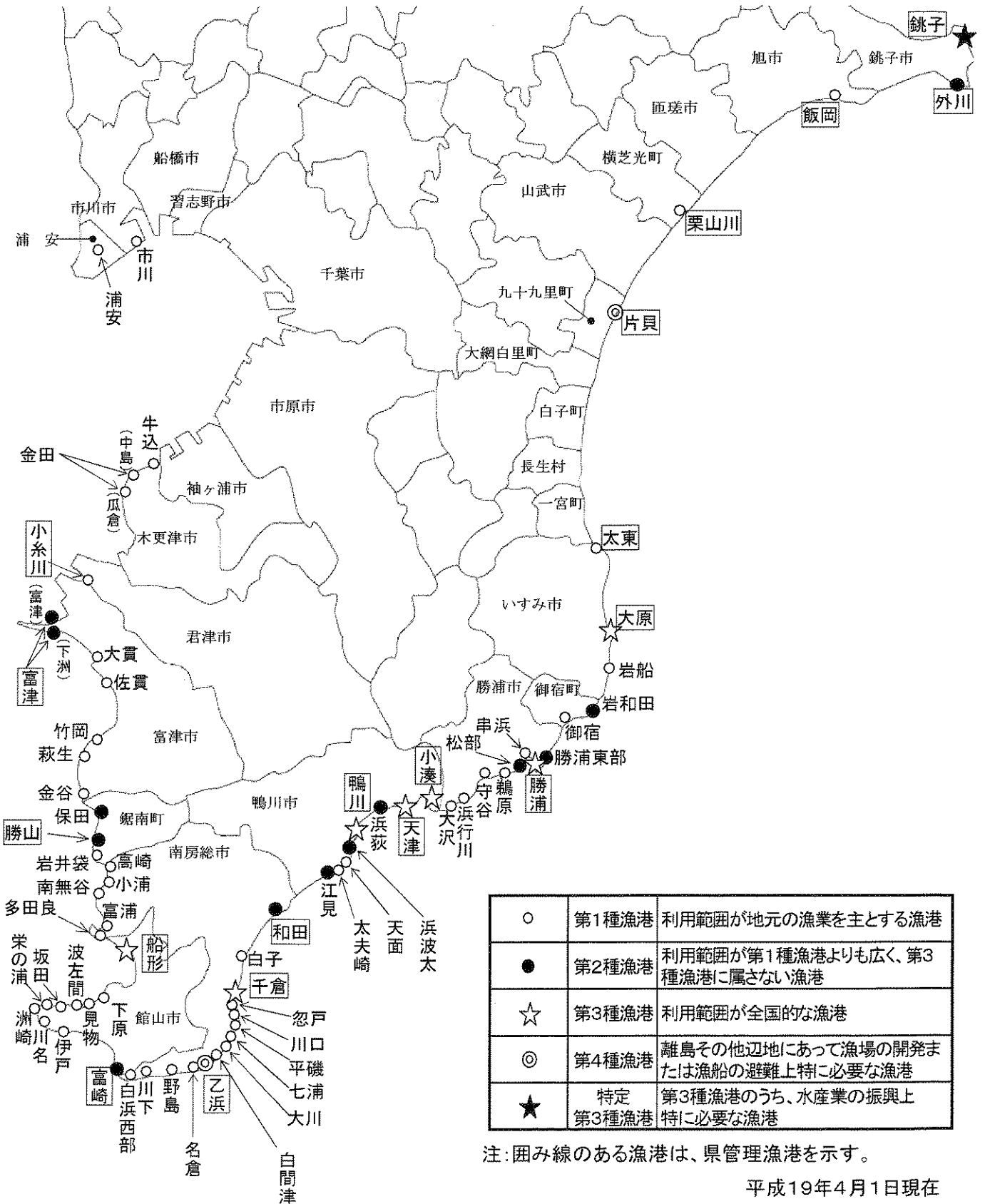


# 千葉県内の漁港位置図



○	第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とする漁港
●	第2種漁港	利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さない漁港
☆	第3種漁港	利用範囲が全国的な漁港
◎	第4種漁港	離島その他辺地において漁場の開発または漁船の避難上特に必要な漁港
★	特定第3種漁港	第3種漁港のうち、水産業の振興上特に必要な漁港

注：囲み線のある漁港は、県管理漁港を示す。

平成19年4月1日現在